⑼　関連情報を入手するための照会窓口　上記３⑴に同じ
⑽　照会等に用いる言語　日本語に限る
⑾　一般競争参加資格者の認定を受けていない者の参加　上記２⑶イ⑷及び２⑶ロ⑷に掲げる格付け（以下「入札参加資格」という。）の認定を受けていない者であっても、入札参加資格確認申請書及び添付資料を提出することができるが、上記３⑷イの入札提出書類の提出期限までに入札参加資格の確認を受けなければ、その後の入札競争には参加できない。
⑿　詳細は入札説明書による。
５　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Toshitaka Ichisugi Deputy Director of General Affairs Department, Kanto Local Finance Bureau
⑵　Classification of the services to be procured : 41,42
⑶　Subject matter of the contract : Design and Construction work of the Government official housing (Ootara-jyutaku)
⑷　Time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 5 : 00 P.M. 21 October 2009
⑸　Time limit for the submission of tenders : 5 : 00 P.M. 2 December 2009 (Tenders submitted by mail 5 : 00 P.M. 1 December 2009)
⑹　Contact point for tender documentation : Official Dormitory Section, Kanto Local Finance Bureau, Ministry of Finance, 1―1, shintoshin, chuo-ku, Saitama-city, Saitama, Japan, TEL : 048―600―1207
⑺　Language for making inquiries : Japanese

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成21年９月１日
支出負担行為担当官
関東財務局総務部次長　一杉　利隆
◎調達機関番号　015　◎所在地番号　11
○第６号
１　事業概要
⑴　品目分類番号　41、42
⑵　事業名　（H21）新山下住宅（ＲＣ－ａ）建設事業
⑶　事業場所　横浜市中区新山下１－１－19外
⑷　事業内容　設計・施工一括方式による公務員宿舎の設計及び建設工事
⑸　事業期間　契約締結日から平成23年３月31日まで　ただし、設計期間は契約締結日から平成22年３月31日まで
２　競争に参加する者に必要な資格
⑴　入札参加希望者の構成等
イ　入札参加希望者は、設計業務に当たる者（以下「設計担当企業」という。）と建設工事に当たる者（以下「建設担当企業」という。）で構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。
なお、構成員の数は次のとおりとする。
⑴　設計担当企業は１者
⑵　建設担当企業は３者まで
ロ　設計業務及び建設工事に関して入札参加資格等要件の両方を満たす者（以下「単独企業」という。）であれば、グループを構成せずに単独で参加することができるものとする。なお、単独企業でも、特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）を結成したり、設計担当企業と応募グループを構成して参加することもできるものとする。
ハ　入札参加資格確認申請書の提出時にグループ構成員及び代表企業名を明記し、必ず代表企業が入札手続を行うとともに、国との対応窓口になること。
ニ　代表企業は建設担当企業とする。なお、建設担当企業が特定ＪＶを結成している場合は、特定ＪＶの構成員の出資比率が最大の者とする。
⑵　入札参加希望者の参加要件　応募グループの構成員及び単独企業は、以下の要件を満たすこと。
イ　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
ロ　予決令第71条の規定に該当しない者であること。
ハ　入札参加資格結果通知日の前日から落札者決定日までの期間において、財務省（各財務局及び財務支局、国税庁及び各国税局、税関及び沖縄総合事務局を含む。）並びに財務省関東財務局管内の地域を指定区域とする独立行政法人を含まない国の諸機関より同一業種に起因する指名停止又は一般競争参加資格停止を受けている期間中に該当しない者であること。
ニ　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立を含む。）をしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立をしていない者であること。
なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立をした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立をした者にあっては、手続開始の決定がなされた後において、競争参加資格の再認定を受けている者であること。
ホ　当該地方支分部局の所属担当官と締結した契約に関し、契約に違反し、または同担当官が実施した入札の落札者となりながら、正当な理由なくして契約を拒み、若しくは入札等当該地方支分部局の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
ヘ　応募グループの構成員のいずれか又は単独企業が、他の応募グループの構成員として参加していないこと。
ト　本事業に係る事業者選定審査委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。
チ　本事業の土地利用計画策定設計業務を受託した株式会社浦野設計又はこの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。
リ　経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
⑶　入札参加希望者の資格等要件
イ　設計担当企業
⑴　平成21・22年度財務省関東地区競争参加資格審査において、業種区分が「建築士事務所」のＡ等級に格付けされている者であること。
⑵　建築士法（昭和25年法律202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
⑶　建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第一(い)欄(二)項に掲げる用途に供するものであり、地階を除く階数が７以上かつ延べ面積が1500㎡以上である建築物の設計実績があること。
ロ　建設担当企業
⑴　建設担当企業が１者の場合は、平成21・22年度財務省関東地区競争参加資格審査において、業種区分が「建築一式工事」のＡ等級に格付けされており、当局の付与数値が1400点以上である者であること（経常建設共同企業体及び事業協同組合を含む。）。建設担当企業が特定ＪＶを結成した２者又は３者の場合は、それぞれが同業種区分が「建築一式工事」のＡ等級に格付けされている者であり、うち１者は当局の付与数値が1300点以上である者であること。なお、特定ＪＶの構成員の出資比率は、２者の場合は30%以上70%以下（３者の場合は20%以上60%以下）の範囲内で構成されていること。
⑵　工事現場に専任の現場代理人を配置できる者であること。
⑶　提案内容に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有して営業年数が３年以上ある者であること。
⑷　提案内容に対応する建設業法の許可業種に係る直接的かつ恒常的な雇用関係のある監理技術者又は国家資格を有する主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を工事現場に専任で配置することができる者であること。なお、特定ＪＶの構成員にあっては、各々が監理技術者等を工事現場に専任で配置することができる者であること。
⑸　平成11年度以降に、その全部の引渡しを行った建築物で、次の(a)から(c)に該当する建築物の建築一式工事を元請けとして施工した実績（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）を有する者であること。なお、特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、平成11年度以降に、その全部の引渡しを行った建築物で、次の(a)及び(d)に該当する建築物の建築一式工事を元請けとして施工した実績（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）を有する者であること。